十七　読替え後の行政不服審査法第四十条の規定による執行停止の意見書の提出についての決定
十八　読替え後の行政不服審査法第四十一条第一項及び第二項の規定による審理手続の終結についての決定
十九　読替え後の行政不服審査法第四十二条第一項の規定による同項に規定する自治紛争処理委員意見書の作成についての決定
二十　前項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法施行令第八条の規定による映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて審理を行うことの決定

第百七十八条の三　地方自治法第二百五十五条の五第一項に規定する審査の申立て又は審決の申請（以下この条において「審査の申立て等」という。）についての同法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法（第九条を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	自治紛争処理委員
第十三条第一項及び第二項	審理員	自治紛争処理委員
第二十五条第七項	審理員	自治紛争処理委員
	第四十条	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第四十条
第二十八条	審理員	自治紛争処理委員
第二十九条第一項	審理員	自治紛争処理委員
	指名された	任命された
第二十九条第二項及び第五項	審理員	自治紛争処理委員
第三十条第一項	前条第五項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前条第五項
	審理員	自治紛争処理委員
第三十条第二項	第四十条	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第四十条
	審理員	自治紛争処理委員
第三十条第三項	審理員	自治紛争処理委員
第三十一条第一項	審理員	自治紛争処理委員
	第四十一条第二項第二号	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第四十一条第二項第二号
第三十一条第二項	前項本文	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項本文
	審理員	自治紛争処理委員

第三十一条第三項から第五項まで	審理員	自治紛争処理委員
第三十二条第三項	前二項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前二項
	審理員	自治紛争処理委員
第三十三条、第三十四条及び第三十五条第一項	審理員	自治紛争処理委員
第三十五条第二項	審理員	自治紛争処理委員
	前項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項
第三十六条	審理員	自治紛争処理委員
第三十七条第一項	審理員	自治紛争処理委員
	第三十一条	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十一条
第三十七条第二項	審理員	自治紛争処理委員
	前項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項
第三十七条第三項	審理員	自治紛争処理委員
	前二項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前二項
	第三十一条	同条第一項において準用する第三十一条
	第四十一条第一項	同項において準用する第四十一条第一項
第三十八条第一項	第四十一条第一項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第四十一条第一項
	審理員	自治紛争処理委員
	第二十九条第四項各号	同法第二百五十八条第一項において準用する第二十九条第四項各号
	第三十二条第一項	同法第二百五十八条第一項において準用する第三十二条第一項
	次項	同法第二百五十八条第一項において準用する次項